

宇都宮海星女子学院中学校高等学校のいじめ防止基本方針

1. いじめの防止等のための対策に関する基本方針

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。したがって、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、いじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめが、心身に及ぼす影響やその他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

<いじめの定義>

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じておこなわれるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的な「いじめ」の態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

などが想定される。

2. いじめの防止等のための対策

(1) いじめの防止

いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、すべての生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、全ての生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、教職員が一体となった継続的な取組を行う。

このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての生徒に「いじめは決して許さない」ことへの理解を促し、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育み、全ての生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを行う。

(2) いじめ防止のための組織

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を設置する。

<構成員>

校長、副校長、教頭、教務部長、生徒保健指導部長、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー

<活動>

- ①いじめ防止に関すること。
- ②いじめ早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）。
- ③いじめ事案に対する対応に関すること。
- ④いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒理解を深めること。

<開催>

月1回を定例会とし、いじめ事案の発生時は緊急開催とする。

(3) インターネットを通じて行われているいじめに対する対策

生徒及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、情報モラル教育を行う。

3. いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての教職員が連携し、生徒のささいな変化に気付く力を高める。このため、いじめは教職員の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、教職員が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確にかかわりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。

いじめの早期発見のため、学校は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、相談窓口の周知等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して生徒を見守る。

①生徒対象いじめについてのアンケート調査

年3回（6月、10月、1月）

②教育相談を通じた学級担任による生徒からの聞き取り調査

年3回（6月、10月、1月）

③教育相談体制

- ・スクールカウンセラーの活用
- ・いじめ相談窓口の設置（養護教諭、生徒保健指導部「教育相談係」、スクールカウンセラーとするが、生徒が相談しやすいと思われる担任を含む学年の先生を含む。）

4. いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行う。また、家庭への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携を行う。

このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておく。また、学

校における組織的な対応を可能とするような体制整備を行う。

(1) いじめの発見・通報を受けた時の対応

①遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を泊める。生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。

②教職員は1人で抱え込まず、速やかに学年主任、生徒保健指導部長に報告し、「いじめ対策委員会」と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聞きとるなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

③事実確認の結果、校長が理事長に報告する。状況に応じて関係機関と相談する。

④被害・加害生徒の保護者への連絡は家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。

⑤いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている生徒を徹底しても守り通すという観点から、学校はためらうことなく所轄警察署と相談して対処する。

なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある時は、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

(2) いじめられた生徒又はその保護者への支援

①いじめた生徒の別室指導や出席停止制度を活用し、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。また、いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。

②いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行う。また、事実確認のための聞き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

(3) いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

①速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を個別に行う。

②事実関係を聴取したら、迅速に保護者が連絡、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

③いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

①いじめを見ていたり、はやしたてるなど、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせ、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。すべての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

(5) ネットいじめへの対応

①ネット上の不適切な書き込み等があった場合、問題の個所を確認、印刷・保存するとともに、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係生徒・保護者からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等の必要な措置を講ずる。

②被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉棄損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダは違法な情報発信停止を求めたり、情報を削除したりできるようになっているので、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。